

留萌市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正 新旧対照表

新	旧
<u>(部会)</u> <u>第10条</u> 協議会は、特定の事項を専門的に調査、検討または協議するため、必要に応じ部会を置くことができる。 <u>2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。</u> (事務局) <u>第11条</u> ～ 省略 ～ 2 事務局は、<u>留萌市総務部政策調整課</u>におく 3～4 ～ 省略 ～ (経費の負担) <u>第12条</u> ～ 省略 ～ (監査) <u>第13条</u> ～ 省略 ～ (財務に関する事項) <u>第14条</u> ～ 省略 ～ (協議会が解散した場合の措置) <u>第15条</u> ～ 省略 ～ (委任) <u>第16条</u> ～ 省略 ～	(事務局) <u>第10条</u> ～ 省略 ～ 2 事務局は、<u>留萌市地域振興部政策調整課</u>におく 3～4 ～ 省略 ～ (経費の負担) <u>第11条</u> ～ 省略 ～ (監査) <u>第12条</u> ～ 省略 ～ (財務に関する事項) <u>第13条</u> ～ 省略 ～ (協議会が解散した場合の措置) <u>第14条</u> ～ 省略 ～ (委任) <u>第15条</u> ～ 省略 ～

附 則

- 1 この規約は、令和8年7月14日から施行する。